

先憂後楽



『先憂後楽』とは、「国の大事については、世の人々に先立って憂い、そして国がよく治まり人民が楽しんでいられるのを見届けてから初めて自分も楽しむ」という意味です。
(題字揮毫 林田悠紀夫先生)

2004.11 第20回 府政報告 多賀久雄事務所
〒626-0008 京都府宮津市万年895-8 TEL(0772)22-6335 FAX(0772)22-6335
http://www.tango.or.jp/taga/ E-mail: taga@tango.or.jp

みんなで創ろう！ 輝くふるさと

台風による被災お見舞い申し上げます

今回の台風23号によりお亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様、被災されました皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

京都府議会では、去る11月15日に臨時議会を開会し、民生安定に要する経費や復興に要する経費など、302億6347万5千円にのぼる補正予算、政府に対する意見書の提出、府議会としての決意を示す決議を決定いたしました。また、11月16日の決算総括質疑において、私から、「被災地が一日も早く復興でき、被災されました皆様の心の傷が一日も早く癒えますよう、自由民主党議員団として最善を尽くす決意」であることを表明いたしました。

被災された皆様の「くらしやこころ」が一日も早く元に戻るよう精一杯がんばって参りますので、ご相談等ございましたらご連絡いただきますようお願いいたします。

いよいよ寒さも厳しくなっております折ですので、お身体ご自愛のほどお祈りいたします。



村田防災担当大臣に府議会の要望書を手渡す

京都府議会議員 多賀久雄

台風にも負けるものか！ その1

ごあいさつでも触れましたが、府議会としての決意を府民の皆様にお示しするとともに、政府に対し意見具申することとし、意見書と決議も議決いたしました。

台風第23号に伴う災害対策に関する意見書(案)

去る10月20日、本府を襲った台風第23号により、府北部地域を中心に河川の氾濫や大規模な土砂崩れが発生し、多くの尊い命が失われるとともに、多数の家屋や農地、道路、河川をはじめとする社会資本が損壊するなど、甚大な被害がもたらされた。

現在、京都府においては、甚大な被害を受けた被災市町に災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用するほか、府、被災市町及び関係機関の連携の下、ボランティアの協力も得て、全力を挙げて被災者への支援、応急復旧等に最大限の努力をするとともに、被災した住宅本体等の再建に要する経費を補助する府独自制度の創設、中小企業者や農林水産業者向けの緊急特別融資対策などに全力を挙げて取り組んでいるところである。

しかしながら、近年において例をみない大規模な災害に係る被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が必要である。

よって、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害の未然防止のため、早急に次の事項について格段の配慮をされるよう要望する。

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の早期指定
 - 2 公共土木・農林水産・文教施設等の災害復旧事業の早期実施及び事業採択
 - 3 一級河川由良川等の水害防止のための抜本的改修
 - 4 二級河川大手川の河川激甚災害対策特別緊急事業等の早期採択
 - 5 公営住宅災害復旧事業の早期採択及び住宅再建のための公的助成制度の拡充、残存ローン債務者に対する償還猶予措置
 - 6 北近畿タンゴ鉄道の復旧事業の早期採択
 - 7 被災した農林水産業者及び商工業者の経営意欲を後退させない特別の対策、天災融資法の早期発動及び再保険金の早期支払い
 - 8 スクールカウンセラーの配置及びスクールバス代替措置に対する補助
 - 9 文化財の復旧事業の早期採択
 - 10 天橋立の災害復旧事業の早期実施
 - 11 被災復旧に対する特別交付税をはじめとする特段の財政措置
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年11月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
文部科学大臣	中山成彬	殿
厚生労働大臣	尾辻秀久	殿
農林水産大臣	島村宜伸	殿
国土交通大臣	北側一雄	殿
防災担当大臣	村田吉隆	殿

京都府議会議長 田坂幾太

台風第23号に伴う災害対策に関する決議(案)

去る10月20日、本府を襲った台風第23号により、府北部地域を中心に河川の氾濫や大規模な土砂崩れが発生し、多くの尊い命が失われるとともに、多数の家屋や農地、道路、河川をはじめとする社会資本が損壊するなど、甚大な被害がもたらされた。

被災された方々に対し、改めて衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

府議会においては、被災地を視察された防災担当大臣に対し緊急要望を行う一方、代表団が被災市町を訪問しお見舞いと激励を行ったところであるが、現地の悲惨な状況を目の当たりにし、一刻も早い被災者支援の必要性を痛感したところである。

被災地においては、府、関係市町及び関係機関の連携の下、ボランティアの協力も得て、被災者の支援と災害復旧に懸命に取り組まれているが、一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、必要な施策の速やかな実施が求められるところである。

よって、京都府においては、被災者に対する支援及び被災地の早期復旧のため、最大限の取組を行うとともに、被害の大きさに鑑み、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要請するものである。

- 1 被災者の救済、被災施設の復旧に当たっては、財政事情にとらわれず、今後必要に応じた補正予算措置も含め、適切に対処すること。
 - 2 農林水産業、商工業等の事業継続意欲を喪失させないことのないよう、万全な支援等を行うこと。
 - 3 災害を未然に防止するとともに、災害被害を最小に止めるため、今回の災害の記録及び検証に万全を期すこと。
- 以上、決議する。

平成16年11月 日

京都府議会

台風にも負けるものか！その2

ご近所に比べ、少しの被害ですんだ方、早く元通りの生活に戻れた方、準備しておくんだと悔やんでおられた方、いろいろな方々に話を伺ってみました。皆様の中にはご自分も同じことをされたり、お聞きになられ、次はそうしようと思っておられる方もおられると存じます。より多くの皆様に知っていただき、次に備えていただくため、聞いたことをご紹介します。皆様の中にもっと違った工夫をされた方がいらっしゃいましたら、次号で取りあげたいと思いますので、お知らせをいただきたいと存じます。



村田防災担当大臣に知事と一緒に状況説明



宮津市滝馬地区



谷垣大臣、西田参議院議員を案内して宮津市滝馬の土石流被災現場を調査

台風が接近しているとき

自動車を高い場所に移動した・床下空気口をふさいだ・畳、襖、大事な物、軽い物を高い所や二階に移した

浸水の最中

浸水している最中でも歩けるうちは物を高い所に移した・ご近所に聞いたりして情報を集めた・家のまわりを調べた

浸水の後

水が引くときにドコを洗い流した・大手川の水をポンプアップしてドコを洗い流した・ホースで家中のドコを洗い流した・トイレを早く使えるようにした・大工さんへの連絡を早くしたおかげで、翌日から畳捨て、床板洗い、ドコあげ、室内の清掃などしてもらい、後の作業がとてもやりやすかった



谷垣大臣、西田参議院議員を案内して避難住民を激励

しておけばよかったこと

自動車の移動・断水に備え風呂に水を張っておく・雑巾用タオルを出しやすい所へ置く・情報収集のためラジオを準備しておく・大事なものは日頃から二階に置く・停電に備え必要な器具用の電池を準備しておく・一つぐらいは灯油のストーブを持つておく

被災して思ったこと

- ・冷蔵庫が倒れる、畳が浮かぶ、戸が外れて浮かぶ、たんすが動くなど、テレビで見る光景を現実に目の当たりにし、どうなるのか不安だった
- ・床上浸水になるのもあつという間だった、油断があった
- ・作業に明け暮れ、食事の用意もままならず、友人や親類からの食事・物資の差し入れ、作業手伝い、温かい励まし、とてもありがたく心強かった
- ・実家の一人暮らしの母のところも被害を受けたが、こちらから手伝いにも行けずボランティアの方に助けられました、我が家もボランティアの方がドコだらけになってやっていただき、本当に感謝しています



国道175号 舞鶴市志高バス立往生地点



大江町役場付近

- ・集積された災害ごみ、土嚢などは、生活に支障を来たす狭い所こそ早く回収して欲しかった
- ・一日も早い大手川の改修を望みます
- ・隣近所との情報交換や協力し合うことの大切さ
- ・ボランティアがありがたかった



野田川町石川



加悦町与謝



伊根町蒲入



躰を考える

非情に残念なことではありますが、学校現場に子供の躰も任せる風潮が出てまいっております。そんなことから、京都府では出来るだけ早い時期にしっかりした規範意識を持たせようと、小学校1年生、2年生のクラスを二人の教員で受け持ち、授業中はしっかり話を聞き、立ち歩かない(今の子供たちはこんな当たり前のことすら出来ないのです)などの基本的なことを指導しております。

さて、親が躰方に悩むというのはよくある話だと思いますが、私と同期の、大学、大学院と幼児教育を学び、幼稚園の園長でもある近藤議員によりますと、「もはや悩む以前の問題で、例えば、子供に対して父親らしい態度がとれない父親不在、過保護、過干渉、無関心、放任など、子供を養育する態度が親に備わっていない状態で、親教育からしていかないとだめ」だそうであります。十分な躰が出来ない親が増え、規範意識の希薄な子供がそのまま規範意識の希薄な成人に成長し、やがて親となり当たり前のように自分が躰けられたほどの躰もなくなり、……。想像するのが恐ろしい気がします。こんな日本にならないように、もう一度生き様について考えたいものです。

親が子供に関わる時間がどうのこうのといわれておりますが、私の世代なんか関わる時間は今よりもっと少なかったように思います。それでも割りとしっかり育ててきたような気がします。何が違うのか。確信を持って言い切るだけの自信はありませんが、昔は、地震、雷、火事、親父という言葉で表現されるような親父がいたし、親父に怒られた時一緒に謝ってくれるお袋がいたし、近所に口うるさいおじさんやおばさんがいたし、めちゃくちゃ怖い先生がいたなどなど、少しやんちゃだった私にはこうしたことが思い出されるのです。所詮子供は半人前です。一つ一つの行いは、必ずしも規範どおりでもなければ、理屈どおりでもありません。それを周囲の大人たちが躰けてくれて、子供は一人前に育ててきたのではないのでしょうか。必ずしも、昔に戻れということではありませんが、せめて、「家庭に父親や母親がいなくなった」とならないよう、厳父や慈母を復権させたいものであります。

憲法を考える

憲法を考えると、重要な視点は二つあると思います。一つは、我々日本人の手による憲法であるのか否かという視点であり、今一つは定められている内容が妥当か否かという視点であります。

私は、内容に不満は持っておりますが、その改正に国民的合意が得られないのであれば、内容が妥当か否かという視点での改正に余り拘っておりません。ただ、その制定過程には問題があると考えておりまして、日本人の合意に基づく憲法とするため、内容はともかく、せめて日本人の文章としてまともなものにするぐらいの改正はしたいと思っております。

そこで、制定過程について振り返ってみたいと思います。

昭和21年1月、松本烝治国務大臣が憲法問題調査委員会の議論を参考にして起草した憲法改正私案を骨子として、宮沢俊義委員（東大教授）が要綱化した甲案、憲法問題調査委員会の小委員会が総会に現れた各種の意見を広く取り入れて起草された乙案が作成されました。甲・乙両案とも明治憲法に部分的に改正を加えるものでありましたが、取り上げた改正点は乙案の方が多く、また乙案では、条文によっては数個の代案がありました。

同年2月1日、毎日新聞により、甲案がスクープされ、2月3日、マッカーサーが、「天皇は、国家の元首の地位にある。...」「国家の主権的権利としての戦争を廃棄する。...」「日本の封建制度は、廃止される。...」という三原則を憲法案の中に入れるよう示し、占領軍総司令部民政局に総司令部案の作成を命じました。2月8日、甲案に松本大臣が更に加筆の上作成した憲法改正要綱が総司令部に提出されましたが、当然ながら、マッカーサーは拒否し、逆に、2月13日、英文による総司令部案が日本側に交付され、その日本語訳としての憲法改正草案が、国会での修正はあったものの、日本国憲法として制定されたのであります。

平成12年12月、衆議院、参議院の両院に憲法調査会が設置され、自由民主党は改憲、民主党は創憲、公明党は加憲、社民党や共産党は護憲など、各党の議論に臨む姿勢はバラバラであります。議論は進められております。調査会に提案権はありませんが、五年間で結論を出すこととなっております。願わくば、日本国の未来に期待が持てるような結論が出されるよう、期待したいものです。

皆様にも是非考えていただきたいと存じます。私に、一度憲法について話してほしいということであれば、ご連絡いただければ参りますので、どしどしおっしゃってください。また、前経済産業大臣の平沼赳夫衆議院議員の講演テープも貸し出してありますので、ご入用の方はご連絡ください。

地方行政改革特別委員会管外調査



9 / 6 長崎県議会「議決事件の拡大」
「電子県庁の構築」



9 / 7 佐賀県庁「政策評価システム」
「組織再編」



9 / 8 福岡県議会「道州制研究」
「総合計画審議会」

雑感

編集部より

今年の自然を鑑みて思うこと、9月に台風が日本本土に2回到来し各地で災害をもたらし、10月にも23号が兵庫、京都北部と他にも多大な災害をもたらした。

その直後、新潟の震災、まさに自然の脅威と規模に成すすべもない。地球の気候が変化している。温暖化と言われ水位の上昇、日本はこのまま自然の猛威に沈没してしまうのではないかと、ふと考え込んでしまう。